

# 「平成26年度第1回芦屋市市民マナー条例推進連絡会」概要 **抜粋**

## (1)「市民マナー条例とは」「推進計画とは」

### ア. 市民マナー条例（正式名称：芦屋市清潔で安全・快適な生活環境の確保に関する条例）とは

本市では、空き缶や吸い殻のポイ捨てや犬のふん放置等の衛生面や街並みの美化を中心としたいわゆる「ポイ捨て禁止条例」は平成9年からありましたが、市民の皆様の声や、議会からの指摘を受け、市民の生活環境を守るために、危険行為や特に迷惑な行為を加え、通称「市民マナー条例」を平成19年に制定しました。その後も必要な改正を行い、現在、市民マナー条例で禁止されている項目は以下（次ページ）の通りです。なお、経緯につきましては、別紙「市民マナー条例の経緯」をご覧ください。

#### <市内全域での禁止事項>

- ・ 歩行喫煙（自転車乗車中を含む）
- ・ たばこの吸殻・空き缶等のポイ捨て
- ・ 飼い犬の放し飼い・ふんの放置
- ・ 夜間花火  
（午後9時から翌朝午前6時まで）
- ・ 落書き

#### <禁止区域が指定されているもの>

- ・ 喫煙禁止区域内（市内4駅周辺）での喫煙
- ・ 花火禁止区域（潮芦屋ビーチ周辺）での終日花火
- ・ バーベキュー等禁止区域（芦屋川流域及びキャナルパーク水路南北護岸）でのバーベキュー等
- ・ キャナルパーク内でのプレジャーボート等  
（航行規制時間：午後6時から翌朝午前8時まで）

これらの禁止項目については別添のチラシ「清潔で安全・快適なまちづくりについて（裏面は市民マナー条例禁止区域図）」を参照いただくのがわかりやすいかと思います。

### イ. 芦屋市市民マナー条例推進計画とは

平成25年度に策定会議やパブリックコメント等を踏まえ、平成26年3月に「芦屋市市民マナー条例推進計画」が策定されました。（推進計画書のP41（市ホームページでご覧になれます。）を参照）  
なお、推進計画書は以下のような作りになっています。

- ・ 市が条例制定後に行ってきたこれまでの取組
- ・ 市民のかた等へのアンケート調査の結果
- ・ 現状の課題（アンケート結果等からみえてきた）
- ・ 今後の取組の方向性
- ・ 基本目標別の具体的な取組
- ・ 推進体制

調査結果からも、芦屋市は美しく快適なまちと一定評価されていますが、まだ禁止区域外でのマナー違反や解決に至らない課題もあり、より一層の取組が必要ということで、今後の取組の方向性を示しています。その柱には以下の4つキーワードと基本目標があります。

- ①「知らせる」・・・より一層の周知・啓発を行う
- ②「学ぶ」・・・子どもたちからのマナーを守る心を育む

③「行動する」・・・市・市民・事業者の一体的な取組を行う

④「つなぐ」・・・継続的な取組を行う仕組みを創る

そして、この計画を推進していく上で、本連絡会が設置されました。

## (2) 推進連絡会の目的・役割について

これからより一層の取組を進めるにあたって、違反行為をしにくい環境づくりを進めることが目的の1つとなっており、そのためには、市の広報や巡回指導等による一方的な周知では限界があるため、市・市民・事業者が協力して一体的な取組を行うことが重要となってきます。そのため、市民や事業者様などさまざまなネットワークをお持ちの団体様から委員を選出いただいております。

一体的な取組と言いましても分かりにくい点もあるかと思っておりますので、市と地域が協力する必要があることをイメージしやすくするため、日常的な苦情から3つ事例を紹介します。

### <事例1> 違反行為をしにくい雰囲気づくり

いつも家の前に犬のふん（タバコのポイ捨て）をされて、いつも仕方なく掃除しているが、たまりかねて違反者に注意したが、無視された。

⇒ まず対応としては、啓発看板（ポイ捨て禁止や犬のふん放置禁止）をお渡しし、様子を見ていただきますが、効果がなかったり、看板から離れたところで違反行為が継続されることもあります。

注意された人も、個人的に注意されただけ、と思う可能性も高く、またトラブルに発生する恐れがあることから個人的に注意いただくことまでは市はお願いできないという立場です。

また、市が市内全域での違反行為を現認した上で、注意をすることは事実上困難であるのが実情です。このような事例では、近隣で同様の違反行為で困っておられる場合も多く、また、違反行為は一個人として困っていると伝えるのではなく、「地域として困っているのでやめてください」というメッセージを示す必要があると考えます。それでもなお違反行為が続く場合、例えば、市と地域とが一緒にパトロールを行う。これが、今後の具体的取組の一つとしても想定されるものです。

### <事例2> 市民マナー条例を正しく周知する必要性

喫煙禁止区域でない場所で、携帯灰皿を持ち、立ち止まって喫煙していたら、「条例で禁止されているからやめろ」と住民にどなられた。

⇒ 立ち止まった喫煙を条例で禁止しているのは、人通りの多い市内4駅周辺だけで、これは受動喫煙の観点に加え、たばこの火による火傷等、危険が伴うためです。つまり、上記の例は条例の規制対象外となっています。条例を誤解したり、都合良く拡大解釈することのないよう正しく伝えていくことが必要です。一方、条例（ルール）で禁止されていなければ、周囲の状況に関係なく喫煙してよいかというところではなく、まさにマナーとして控えていただくことが必要な場面もあります。こうしたことを伝えていくことについても地域のお力を借りて、周知に努めていきたいと考えています。

### <事例3> 市外への周知の必要性

喫煙禁止区域内での違反者に「そんな条例知らない」と言われる。

⇒ 喫煙禁止区域における違反者の約85%は市外在住者となっています。市内のかたにはだいぶ浸透してきたとも言えますが、市の条例という市内にしか適用されないルールについて、市外からの来訪者や在勤者・通学者への周知が必要であり、課題でもあります。

この課題については、駅前でのキャンペーンなどを工夫しながら継続し、公共交通機関を利用した啓発を行っていくことや、事業所などの取組として従業員や来客される方にも伝えていくといったことも必要になってきます。

市としても、条例の内容をわかりやすく伝えるために漫画での啓発も検討しています。話題となり、マスコミ等に取り上げていただければ市外への周知にも繋がる可能性があり、漫画学部等のある大学へ打診し、官学共同の取組を予定しています。

今後、市外への周知に効果的と思われるアイデアなどもいただきながら実行に移していくことについても地域のお力をお借りしたいと考えています。

以上